

ひとり親家庭への支援

年金・手当

医療費助成

遺族基礎年金

死亡した者によって生計を維持されていた18歳の年度末まで(児童に心身に一定の障がいがある場合は20歳未満)の児童をもつ配偶者とその児童の生活の安定を図るために支給される年金です。

申請にあたっては、住民課へご相談ください。

[担当・問い合わせ]  住民課保険年金係
0475-32-2115

児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない18歳の年度末まで(児童の心身に一定の障がいがある場合は20歳未満)の児童をもつ母又は父、又は父母に代わってその児童を養育している人及び父又は母に重度の障がいのある家庭の母又は父等に支給されます。手当は認定を受けると、認定請求をした月の翌月分から支給されます。

受給者又は同居の扶養義務者の所得により、手当が全部又は一部支給停止になることがあります。

支給額

児童数	区分	手当月額(令和4年4月現在)
1人	全部支給	43,070円
	一部支給	10,160円~43,060円
2人		5,090円~10,170円を加算
3人以上		1人増加するごとに 3,050円~6,100円を加算

手当額は、監護する児童の数や所得額によって異なります。

支給時期

5月、7月、9月、11月、1月、3月の11日(11日が休日の場合は直前の金融機関営業日)に支払月の前月分までの手当が支給されます。

(例) 7月の支給日には5月から6月分の手当を支給します。

[担当・問い合わせ]  子ども教育課(保健センター)
0475-32-2117

ひとり親家庭等医療費等助成

18歳の年度末までの児童をもつひとり親家庭等の親や養育者、及びその児童が医療機関等で保険診療を受けた場合の医療費の一部を助成します。

助成を受けるためには、事前に資格の認定を受ける必要があります。

(児童扶養手当の全部支給停止と同水準の所得制限があります。)

自己負担金
通院: 1回300円
入院: 1日300円
調剤: 無料
※市町村民税所得割非課税世帯は自己負担なし

助成方法
●千葉県内での受診: 現物給付
「ひとり親家庭等医療費等助成受給券」と健康保険証を医療機関で提示することで、保険適用医療費は上記自己負担金のみの支払いとなります。
●千葉県外での受診、受給券を忘れた場合など: 償還払い
医療機関で支払った医療費の領収書を子ども教育課窓口に持参してください。後日、保護者名義の口座に助成金を振り込みます。

[担当・問い合わせ]  子ども教育課(保健センター)
0475-32-2117

ひとり親家庭への支援



生活支援

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭・寡婦の方の経済的自立を応援するため貸付けを行っています。

資金の種類

- 修学資金●就学支度資金●修業資金
- 事業開始資金●事業継続資金●技能習得資金
- 就職支度資金●医療介護資金●生活資金
- 住宅資金●転宅資金●結婚資金

※各資金の限度額、償還期間、利率等はお問い合わせください。

貸付の相談、申請書の受付は子ども教育課で行います。その後、面談等の実施、貸付可否の決定、貸付は千葉県が行います。

[担当・問い合わせ]

 子ども教育課(保健センター)
0475-32-2117

学童保育料減免

ひとり親家庭等医療費等助成資格のある方のお子さんが学童保育所を利用する場合、保育料の減免を受けることができます。子ども教育課へ減免申請書を提出してください。

[担当・問い合わせ]

 子ども教育課(保健センター)
0475-32-2117

県営住宅への優先入居

ひとり親家庭をはじめとした特枠世帯は、一般世帯に比べ当選の確率が高くなるよう配慮されています。

申込み方法などは下記へお問い合わせください。

問い合わせ

 千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部募集課
043-222-9200

JR定期券の割引

児童扶養手当を受給している世帯に属する者がJR東日本の通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となる制度があります。

利用する場合は、事前に子ども教育課で申請をしてください。

必要なもの

- ①定期券購入者の写真(縦4cm×横3cm)
- ②印鑑
- ③児童扶養手当証書

[担当・問い合わせ]

 子ども教育課(保健センター)
0475-32-2117

相談・就労支援

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭、寡婦の相談にあたる専門職員です。
家庭紛争・就労・児童の養育・資金の貸付等の相談に応じます。

相談連絡先  千葉県長生健康福祉センター 地域保健福祉課
0475-22-5914

離職者等再就職訓練

(母子家庭の母等を優先とした託児付き訓練)

民間の教育機関等を活用し、就職に必要な知識・技能を習得することを目的とした職業訓練を実施しています。

問い合わせ  千葉県商工労働部 産業人材課
043-223-2762

母子家庭等就業・自立支援センター就業相談

ひとり親家庭の親等を対象として、就業相談や養育費相談に応じるほか、無料職業紹介や就業情報を提供しています。また、技能習得や資格取得のための就業支援講習会を実施しています。

相談連絡先  千葉県母子寡婦福祉連合会
043-225-0608
就業相談専用 月～金曜 9:30～16:30

母子家庭自立支援給付金及び 父子家庭自立支援給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が就労のために教育訓練講座を受講したり、看護師等の資格取得のために修学する場合に、給付金を支給します。いずれも所得制限等があり、また事前に申請が必要です。

問い合わせ  千葉県長生健康福祉センター 地域保健福祉課
0475-22-5914

